

24-10-1 人権基準について

ジャンル	基準	概要
子どもの人権に関する基準	① 尊厳と平等	全ての子どもは人種、性別、宗教、障がいの有無などにかかわらず平等に扱い、尊重する。
	② 身体的・心理的安全	体罰、身体的な暴力、精神的な虐待、いじめを厳禁とする。
	③ 意見表明の権利	年齢や発達段階に応じて子どもが自分の意見を表明できる環境を整える。
	④ プライバシーの保護	個人情報やプライバシーを保護し、必要以上に他者に晒さないよう配慮する。
	⑤ 適切なケア	栄養、休息、衛生管理が適切に行われることを保証する。
保護者の権利と義務に関する基準	⑥ 情報提供の権利	子どもの生活や保育内容について十分な情報を受け取る権利。
	⑦ 差別の排除	経済状況、職業、家庭環境などによる不当な扱いを防止する。
スタッフの人権に関する基準	⑧ 職場環境の改善	健康的で効率的に働く環境を確保する。
	⑨ 尊重と配慮	働きやすい職場を実現するために、スタッフ同士の協力関係と園からの支援を強化する。
	⑩ 意見交換と教育機会	意見交換を通じて互いに学び合い、園からの支援を受けながら教育機会を得ることを促進する。
園全体の運営基準	⑪ 透明性の確保	運営において透明性を保ち、不正行為や権利侵害を防ぐ。
	⑫ 倫理規範の制定	全てのスタッフが従うべき倫理規範を制定し、教育する。
	⑬ 苦情処理システム	人権侵害の問題が発生した場合に迅速かつ公平に対応するシステムを構築する。

1. 子どもの人権に関する基準

① 尊厳と平等

全ての子どもは人種、性別、宗教、障がいの有無などにかかわらず平等に扱い、尊重する。

評価基準 例1「子ども一人ひとりの尊厳の尊重」

子どもたちの個性や選択を尊重し、どんな状況でも子どもの尊厳が守られているかを評価する。

- 子どもに対して一人ひとりを大切に扱い、尊重する態度を持って接しているか。例えば、子どもが意見を述べる場面で、他の子どもや大人に対して差別的または優劣をつけることなく、その意見を真摯に受け入れ、反映しているかを確認する。

評価基準 例2「平等な機会の提供」

すべての子どもが平等に教育・遊び・発達の機会を享受できるように配慮されているかを評価する。

- 性別、発達段階、家庭環境などによる差別なく、すべての子どもに平等な機会を提供しているか。例えば、特定の子どもだけが遊びや学びの機会を得ることなく、すべての子どもが平等に参加できるような環境が整備されているか。

評価基準 例3「差別や偏見に対する教育と対応」

差別や偏見に対して積極的に教育を行い、問題が発生した場合に適切に対応しているかを評価する。

- 子どもたちに対して差別や偏見をなくすための教育を行い、子ども同士で不平等や差別的な行動が見られた場合には迅速かつ適切に対応しているか。例えば、特定の子どもに対するいじめや差別的な言動が発生した場合、その状況に対して教育的なアプローチで指導を行っているか。

② 身体的・心理的安全

体罰、身体的な暴力、精神的な虐待、いじめを厳禁とする。

評価基準 例 1「身体的安全の確保」

子どもが安全に過ごせる環境を提供し、事故等を防止するための措置が取られているかを評価する。

- 施設や遊具の安全性を確保し、子どもが危険にさらされることなく活動できるよう管理しているか。例えば、遊具や家具が適切に配置されているか、危険な物品が手の届かないところに置かれているかを確認する。また、スタッフが日々の活動中に安全確認を徹底しているか。

評価基準 例 2「心理的安全の確保」

子どもが精神的に安心できる環境が提供され、心理的なストレスや不安が最小限に抑えられているかを評価する。

- 子どもが自由に感情を表現できる環境を整備しているか。例えば、子どもが問題を抱えている場合、適切にサポートを行い、子どもが安心して過ごせるように配慮しているかを確認する。心理的な安全が保たれているかどうか、スタッフとの信頼関係が築かれているかも重要な指標。

評価基準 例 3「ハラスメントやいじめへの対応」

ハラスメントやいじめに対して、迅速かつ適切に対応しているかを評価する。

- いじめや暴力行為に対して明確な方針を持ち、問題が発生した場合にはすぐに適切な対応が取られる体制が整っているか。例えば、いじめや身体的・心理的暴力を発見した際に、すぐに対応し、問題解決に向けて行動しているか。また、スタッフ間でも問題を共有し、協力して対応しているか。

③ 意見表明の権利

年齢や発達段階に応じて子どもが自分の意見を表明できる環境を整える。

評価基準 例 1「自由に意見を述べられる環境の提供」

子どもたちが、自分の考えや意見を述べることができる雰囲気が整っているかを評価する。

- 子どもの発言を尊重し、話を遮らずに最後まで聞き取ることで、子どもたちが意見を述べやすい環境を構築しているか。

評価基準 例 2「意見を反映した活動の実施」

子どもたちの意見が保育活動や日常のスケジュールに適切に取り入れられているかを評価する。

- 子どもたちが何をしたいか、どの遊びをしたいかなどを話し合いの中で決定し、実際にその意見を活動に取り入れているか。

評価基準 例 3「意見を表明する場の提供」

定期的に子どもたちが自分の意見を述べる場を設けているかを評価する。

- 保育士がグループディスカッションや話し合いの時間を設け、子どもが意見を発表できる機会を提供しているか、またその意見を受け止めているかどうか。

④ プライバシーの保護

個人情報やプライバシーを保護し、必要以上に他者に晒さないよう配慮する。

評価基準 例 1「個人情報の取り扱い」

子どもの個人情報（名前、住所、家庭状況など）が適切に管理され、外部に漏れないよう配慮されているかを評価する。

- スタッフが子どもの個人情報を厳格に管理し、必要な場面以外で口外しないことが徹底されているか。

評価基準 例 2「プライバシーの配慮した活動」

子どものプライバシーが尊重される活動や日常生活の中での対応が行われているかを評価する。

- 着替えやおむつ交換などのプライバシーが必要な場面で、他の子どもやスタッフに対して十分な配慮を行っているか。

評価基準 例 3「写真や映像の管理と使用」

園内で撮影された写真や映像が適切に使用され、無断で公開されないように管理されているかを評価する。

- 保護者の同意を得た上で、写真やビデオを使用し、インターネットや公開の場での使用については許可を事前に取っているかを確認する。

⑤ 適切なケア

栄養、休息、衛生管理が適切に行われることを保証する。

評価基準 例 1「栄養バランスの取れた食事の提供」

子どもに対して栄養バランスが取れた食事が提供されているかを評価する。

- 給食やおやつが栄養面で適切であり、子どもたちの成長を支えるものとなっているか。アレルギー対応食が適切に準備されているかも重要。

評価基準 例 2「十分な休息と睡眠環境の確保」

子どもが日中に適切な休息と睡眠を取れる環境が整っているかを評価する。

- お昼寝時間が確保され、子どもが快適に過ごせる清潔で安全な寝具や環境が整備されているか。騒音などによって妨げられないようにしているかも含む。

評価基準 例 3「衛生管理と安全な健康環境の提供」

衛生管理が行き届いており、子どもたちが清潔な環境で過ごせるようになっているかを評価する。

- 手洗いの励行や、共用するおもちゃや設備の消毒が定期的に行われているか。病気の蔓延を防ぐために体調不良の子どもへの適切な対応が実施されているかも含まれる。

2. 保護者の権利と義務に関する基準

⑥ 情報提供の権利

子どもの生活や保育内容について十分な情報を受け取る権利。

評価基準 例 1「保育活動に関する情報の透明性」

保護者が保育活動や教育方針について十分な情報を得られるよう、適切な情報提供が行われているかを評価する。

- 定期的に活動計画や行事予定を保護者に配布、ウェブサイトや掲示板などを通じて公開している

か。保護者会や説明会を実施し、直接的な情報交換が可能な場を提供しているか。

評価基準 例2「子どもの発達や日常の様子の共有」

子どもの日々の様子や発達状況が保護者に適切に伝えられているかを評価する。

- 定期的に保護者に報告書を渡し、面談の場を設けて子どもの成長や課題について情報を提供しているか。写真や連絡帳を使って子どもの活動の様子を共有することも含まれる。

評価基準 例3「緊急時や安全に関する情報提供」

発生した事故や緊急事態、または感染症の流行などに関して、迅速かつ適切に情報が提供されているかを評価する。

- 保育園が緊急連絡網を整備し、緊急時に保護者へ迅速に連絡ができる体制を確保しているか。重要な安全情報や対策が明確に説明され、保護者が不安を感じないような配慮がなされているか。

⑦ 差別の排除

経済状況、職業、家庭環境などによる不当な扱いを防止する。

評価基準 例1「すべての子どもが平等に扱われているか」

子どもが人種、性別、能力、宗教などに関わらず平等に扱われ、差別的な取り扱いがないかを評価する。

- 子ども一人一人に対して公平に接し、特定のグループや子どもを優遇したり差別的な態度を取ったりしていないか。例えば、すべての子どもに平等に遊ぶ機会が提供されているかを確認する。

評価基準 例2「多様性を尊重した保育の実践」

異なる文化や背景を持つ子どもが尊重され、その多様性が保育の中で活かされているかを評価する。

- 子どもたちに多文化や多様性について教え、異なる文化や価値観を尊重するような活動を行っているか。例えば、異なる家庭背景を持つ子どもたちを尊重し、特別な配慮を行っているかを確認する。

評価基準 例3「差別的言動への対応」

差別的言動や行動に対して、迅速に対応し、適切な教育的介入を行っているかを評価する。

- 子ども同士のいじめや差別的な言動を見逃さず、早期に介入して指導しているか。例えば、性別や外見、発達に関する差別的な発言があった際に、その場で適切に指導を行い、子どもに対して差別のない価値観を育んでいるかを確認する。

3. スタッフの人権に関する基準

⑧ 職場環境の改善

健康的で効率的に働く環境を確保する。

評価基準 例1「労働環境の整備」

安心して働く物理的な環境が整備されているかを評価する。

- 施設や備品が適切で、保育士が効率的に業務を行える環境があるかを確認する。例えば、休憩室が完備され、十分な休息が取れるようになっているか。また、作業スペースが整理され、必要な物品が揃っているかを評価する。

評価基準 例2「シフト管理と勤務時間の適正化」

保育士が適切なシフトや労働時間で働いているかを評価する。

- 労働時間が過度にならず、保育士が計画的に休暇を取れるシフト管理がなされているか。残業が最小限に抑えられており、労働時間が法的な基準を満たしているか。また、勤務スケジュールが公平に組まれているかを確認する。

評価基準 例3「メンタルヘルスとサポート体制の充実」

メンタルヘルスが重視され、適切なサポート体制が整っているかを評価する。

- 心身の健康を保てるような支援が行われているか。例えば、相談窓口の設置や定期的なメンタルヘルスチェック、カウンセリングの実施が行われているかを確認する。また、職場内のコミュニケーションが活発で、スタッフ同士や上司との信頼関係が構築されているかを評価する。

⑨ 尊重と配慮

働きやすい職場を実現するために、スタッフ同士の協力関係と園からの支援を強化する。

評価基準 例1「スタッフ同士の協力と尊重」

運営側がスタッフのニーズを理解し、適切な支援や配慮を行っているかを評価する。

- 園の運営がスタッフの意見を真摯に受け止め、業務改善や業務負担の調整を行っているかを確認する。例えば、定期的なアンケートや面談で意見を収集し、実際の改善策を実行しているかが評価の対象となる。

評価基準 例2「園からスタッフへの適切なサポートと配慮」

直面する問題や課題に対して、園側が迅速かつ配慮をもって対応しているかを評価する。

- 多様な家庭環境や文化、宗教的背景を理解し、それに基づいて配慮した対応をしているか。例えば、食事の提供や行事の計画などにおいて、子どものバックグラウンドを考慮しているか。

評価基準 例3「課題解決に向けた支援体制の確立」

子どもの体調や感情の変化に敏感に反応し、適切に対応しているかを評価する。

- 職場で問題や困難に直面した際に、園が適切にサポートを提供し、解決に向けた体制を整えているかを確認する。例えば、苦情や相談に対し、管理者がオープンに対応し、解決のための実質的なサポートが提供されているかを評価する。

⑩ 意見交換と教育機会

意見交換を通じて互いに学び合い、園からの支援を受けながら教育機会を得ることを促進する。

評価基準 例1「子どもの意見交換の場の提供」

自由に意見交換できる場があり、それが日常的に活用されているかを評価する。

- 情報共有や意見交換を行うミーティングや勉強会が定期的に実施されているかを確認する。例えば、保育の質向上や業務改善に向けた定例会が実施され、参加者が積極的に発言し、フィードバックを行っているかを評価する。

評価基準 例2「教育機会の提供と参加促進」

運営側がスキルアップを支援し、必要な教育機会を提供しているかを評価する。

- 外部研修、セミナー、ワークショップへの参加を推奨し、必要な費用や時間をサポートしているかを確認する。また、園内でのトレーニングプログラムや勉強会が企画されているか、参加者が積極的に取り組んでいるかを評価する。

評価基準 例3「意見交換を通じた実務改善への反映」

意見交換の結果が実務に反映され、業務改善につながっているかを評価する。

- 意見が園内で共有され、保育方針や業務フローの改善に生かされているかを確認する。例えば、提案したアイデアが実際に導入され、現場の質向上につながっているかを評価する。

4. 園全体の運営基準

⑪ 透明性の確保

運営において透明性を保ち、不正行為や権利侵害を防ぐ。

評価基準 例 1「運営方針と活動内容の公開」

運営方針や教育内容、活動計画が保護者に対して明確に示されているかを評価する。

- 定期的に保護者向けにニュースレターや会報を発行し、運営方針や年間計画、日々の活動内容について透明性をもって情報提供しているか。保護者が園の方針や活動に関して容易に理解できるように、情報が整理されているか。

評価基準 例 2「保護者との情報共有の徹底」

子どもの日々の活動や発達に関する情報が保護者に適切に共有されているかを評価する。

- 子どもの成長や行事、特別な活動に関する情報を保護者に定期的に伝えているか。連絡帳や面談、報告書などを通じて、保護者が子どもの日常や発達状況を把握できるよう配慮しているか。

評価基準 例 3「意思決定過程の透明性」

重要な意思決定（方針変更、プログラム追加、スタッフの配置など）が適切に説明され、保護者やスタッフに情報が共有されているかを評価する。

- 新しい方針や重要な変更について、事前に保護者やスタッフに説明を行い、意見を聞く機会を提供しているか。特に、保護者やスタッフからのフィードバックを受け入れ、意思決定に反映させているかどうか。

⑫ 倫理規範の制定

全てのスタッフが従うべき倫理規範を制定し、教育する。

評価基準 例 1「倫理規範の明文化と周知」

倫理規範を明文化し、スタッフや保護者に十分に周知されているかを評価する。

- 倫理規範を文書化し、スタッフ全員に対して定期的に研修や説明を行い、その内容が理解されているか。倫理規範が保護者にも伝えられ、園の方針として共通認識が持たれているか。

評価基準 例 2「倫理的な判断基準の実践」

園内で倫理規範に基づく判断が実際の業務に反映されているかを評価する。

- 日々の業務で倫理規範を意識して行動しているか。例えば、子どもに対する公平な対応や、プライバシーの保護、保護者との信頼関係の構築など、倫理的な基準に沿った対応がなされているか。

評価基準 例 3「倫理違反への対応体制」

倫理規範に反する行動があった場合に、適切な対応が行われる仕組みが整備されているかを評価する。

- 倫理違反や不正行為が発生した場合に、それを適切に報告し、対処する仕組みがあるか。スタッフが不正行為や不適切な行動を報告できる体制が整備され、問題があった際には迅速に対応され

るプロセスがあるか。

⑬ 苦情処理システム

人権侵害の問題が発生した場合に迅速かつ公平に対応するシステムを構築する。

評価基準 例 1「苦情受付の体制とアクセスの容易さ」

保護者やスタッフが苦情を簡単に申し立てることができる体制が整っているかを評価する。

- 苦情を受け付ける窓口が明確であり、電話、メール、対面など複数の方法でアクセス可能であるか。苦情受付の方法が保護者やスタッフに十分に周知されているか。また、匿名での苦情申し立てが可能な場合も、安心して利用できる環境が整備されているか。

評価基準 例 2「苦情対応の迅速さと透明性」

苦情が申し立てられた際に、迅速かつ透明に対応が行われているかを評価する。

- 苦情を受けた後、速やかに対応を開始し、進捗状況や結果について関係者に適切に報告しているか。苦情が解決された際には、その過程と結果が関係者に明確に説明されているか。

評価基準 例 3「フィードバックと改善措置の実施」

苦情処理の結果を基に、必要な改善措置が実施されているかを評価する。

- 苦情が発生した原因を分析し、それに基づいて改善策が講じられているか。改善策の内容が保護者やスタッフにフィードバックされ、今後同様の問題が起こらないような対策が取られているか。また、苦情処理の結果が保育園の運営やサービスの向上に繋がっているか。